

議 答 申 個 第 1 8 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関（生駒市消防長）の個人情報进行处理する電子計算機
と医療機関等が管理する電子計算機とを結合することについ
て（答申）

平成 1 8 年 3 月 8 日付け生消通第 2 2 号で諮問のあったこのことについて、
当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	<p>緊急支援画像配信システム(以下「配信システム」という。)を利用するに当たり、実施機関(生駒市消防長)の個人情報処理する電子計算機と医療機関等が管理する電子計算機とを結合することについて</p>
審議会の意見	<p>適当なものと認める。ただし、本市の電子計算機と医療機関等が管理する電子計算機とをオンライン結合することにより配信システムを利用するに当たっては、インターネットに接続されている消防本部のサーバの画像データを傷病者搬送後、速やかに消去する等セキュリティ対策に充分留意するよう申し添える。</p> <p>なお、今後、新たな医療機関との電子計算機の結合をする場合は、諮問を要するものとする。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、配信システムを利用して、救急現場における傷病者の画像をリアルタイムで医療機関等の電子計算機で視認できるようにするためにオンライン結合をすることについて、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、オンライン結合をすることで、気管挿管等の特定行為を行わなければならないような重篤の傷病者の状況をリアルタイムの画像で確認することによって、医師が救急救命士に対して、よりの確な指示を与えることができるようになるなど救命率の向上につながること及びセキュリティ対策の概要(医療機関等のパソコンに画像データを蓄積できないこと、無線LAN通信の暗号化、WebでのアクセスのSSLでの暗号化及びパスワードの設定等)について確認するとともに、それらについて慎重に審議した結果、本件の電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> <p>なお、傷病者搬送後、インターネットに接続されている消防本部のサーバから画像データを速やかに消去する等、セキュリティ対策に充分留意するようという意見があった。</p>

結 合 先	奈良県立奈良病院救命救急センター 近畿大学医学部奈良病院救命救急センター
審 議 日	平成 1 8 年 3 月 2 8 日
所 管 課	消防本部 通信施設整備推進室